

## ノートルダム清心女子大学共同研究契約等に係る秘密保持規程

### (目的)

第1条 この規程は、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）が企業等学外の機関（大学を含む。以下「学外機関」という。）との共同研究契約又は受託研究契約（以下「共同研究契約等」という。）に基づく研究、研究計画立案等（以下「研究」という。）の業務を遂行するに当たり、秘密情報の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究担当者 共同研究契約等に基づき、当該研究に従事する本学の教職員をいう。
- (2) 研究協力者 研究担当者以外の者であって、共同研究契約等の相手方の同意を得た上で研究に参加ないし協力する本学の教職員、本学に在籍している学部学生、大学院生、研究生、特別研究員、研修生、聴講生をいう。
- (3) 知的財産管理担当教職員 産学連携センター及び産学連携センターワーキンググループにおいて知的財産管理に携わる教職員をいう。
- (4) 研究代表者 研究担当者のうち、共同研究契約等における本学の研究代表者又はその他の秘密保持義務を伴う研究における本学の実務上の研究責任者をいう。
- (5) 秘密情報 研究の遂行に当たり、相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の情報及び当該研究によって得られた研究成果をいう。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
  - ア 相手方から当該情報の開示を受け、又は知り得た時点で既に自らが所有していた情報
  - イ 相手方から当該情報の開示を受け、又は知り得た時点で既に公知となっていた情報
  - ウ 双方の責に帰すべき事由によらないで公知となった情報
  - エ 正当な権限を有する第三者より適法に取得した情報
  - オ 開示について事前に相手方の書面による同意を得た情報

### (適用範囲)

第3条 この規程は、研究の業務遂行上、秘密情報の開示若しくは提供が必要な研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当教職員に適用する。

### (秘密情報管理責任)

第4条 研究代表者は、秘密情報管理の最終責任者（以下「秘密情報管理責任者」という。）になるものとし、当該契約書に明記される秘密保持義務の有効期間中は、秘密漏えい防止に関し必要な措置を講ずるとともに、秘密情報管理の徹底に努めなければならない。

- 2 秘密情報管理責任者は、秘密情報管理に疑義が生じた場合は、速やかに産学連携センター長に報告しなければならない。
- 3 産学連携センター長は、前項の報告があったときは、研究代表者が所属する部局の責任者を問題の対応に当たらせる。

### (秘密情報の管理)

第5条 秘密情報の保有者は、秘密情報の漏えい、不正使用又は不正開示が生じないように、秘密情報について、自己の責任において散逸、漏えいなきよう管理しなければならない。

(秘密情報の学内への開示)

第6条 秘密情報の開示は、当該研究業務上必要な研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当教職員の範囲内とする。

2 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当教職員は、当該研究について秘密保持義務を遵守しなければならない。

3 秘密情報管理責任者は、秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当教職員に対して、秘密保持誓約書の提出を求める。秘密保持誓約書の様式は別に定める。

(秘密情報の学外への開示)

第7条 研究代表者は、秘密情報を学外へ開示しようとするときは、相手方との秘密保持契約に基づき行うものとする。

(異動又は退職後等の秘密保持義務)

第8条 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当教職員は、異動若しくは退職後又は卒業後、在職・在学中に知り得た秘密情報を当該共同研究契約等で定める秘密保持義務の有効期間中は、第三者に開示し、又は漏えいさせてはならない。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、産学連携センター会議及び評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2019年3月31日から施行する。